

(福山地区消防組合消防用設備等審査基準の一部改正)

福山地区消防組合消防用設備等審査基準の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる基準を同表の改正後の欄に掲げる基準に、下線で示すように改正する。

改正後	現 行												
第2章 第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い 1～5 (略) 別表 (15)項 <table border="1" data-bbox="125 501 1111 914"> <tr> <th colspan="2">(略)</th></tr> <tr> <td>用途例</td><td>証券取引所、理容室、美容室、発電所、変電所、コンテナ型データセンター、ごみ処理場、火葬場、ラジオスタジオ、バッティングセンター、ゴルフ練習場、ゴルフ場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング取次店、職業訓練所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、場外車券売場、地域コミュニティセンター、地区公民館、放課後児童クラブ、駐輪場、はり灸院、車検場、水族館、動物園、植物園、トラクターミナル、調剤薬局、DVD又はCDレンタルショップ（販売行為がないものに限る。）、買取専門店（販売行為がないものに限る。）、<u>オンライン診療受診施設※1</u></td></tr> <tr> <td>備 考</td><td><u>※1 当該場所そのものとしては(15)項として取り扱うが、施設の利用実態を踏まえて用途を判断するもの。</u></td></tr> </table>	(略)		用途例	証券取引所、理容室、美容室、発電所、変電所、コンテナ型データセンター、ごみ処理場、火葬場、ラジオスタジオ、バッティングセンター、ゴルフ練習場、ゴルフ場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング取次店、職業訓練所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、場外車券売場、地域コミュニティセンター、地区公民館、放課後児童クラブ、駐輪場、はり灸院、車検場、水族館、動物園、植物園、トラクターミナル、調剤薬局、DVD又はCDレンタルショップ（販売行為がないものに限る。）、買取専門店（販売行為がないものに限る。）、 <u>オンライン診療受診施設※1</u>	備 考	<u>※1 当該場所そのものとしては(15)項として取り扱うが、施設の利用実態を踏まえて用途を判断するもの。</u>	第2章 第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い 1～5 (略) 別表 (15)項 <table border="1" data-bbox="1133 501 2112 914"> <tr> <th colspan="2">(略)</th></tr> <tr> <td>用途例</td><td>証券取引所、理容室、美容室、発電所、変電所、コンテナ型データセンター、ごみ処理場、火葬場、ラジオスタジオ、バッティングセンター、ゴルフ練習場、ゴルフ場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング取次店、職業訓練所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、場外車券売場、地域コミュニティセンター、地区公民館、放課後児童クラブ、駐輪場、はり灸院、車検場、水族館、動物園、植物園、トラクターミナル、調剤薬局、DVD又はCDレンタルショップ（販売行為がないものに限る。）、買取専門店（販売行為がないものに限る。）</td></tr> <tr> <td colspan="2">(新設)</td></tr> </table>	(略)		用途例	証券取引所、理容室、美容室、発電所、変電所、コンテナ型データセンター、ごみ処理場、火葬場、ラジオスタジオ、バッティングセンター、ゴルフ練習場、ゴルフ場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング取次店、職業訓練所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、場外車券売場、地域コミュニティセンター、地区公民館、放課後児童クラブ、駐輪場、はり灸院、車検場、水族館、動物園、植物園、トラクターミナル、調剤薬局、DVD又はCDレンタルショップ（販売行為がないものに限る。）、買取専門店（販売行為がないものに限る。）	(新設)	
(略)													
用途例	証券取引所、理容室、美容室、発電所、変電所、コンテナ型データセンター、ごみ処理場、火葬場、ラジオスタジオ、バッティングセンター、ゴルフ練習場、ゴルフ場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング取次店、職業訓練所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、場外車券売場、地域コミュニティセンター、地区公民館、放課後児童クラブ、駐輪場、はり灸院、車検場、水族館、動物園、植物園、トラクターミナル、調剤薬局、DVD又はCDレンタルショップ（販売行為がないものに限る。）、買取専門店（販売行為がないものに限る。）、 <u>オンライン診療受診施設※1</u>												
備 考	<u>※1 当該場所そのものとしては(15)項として取り扱うが、施設の利用実態を踏まえて用途を判断するもの。</u>												
(略)													
用途例	証券取引所、理容室、美容室、発電所、変電所、コンテナ型データセンター、ごみ処理場、火葬場、ラジオスタジオ、バッティングセンター、ゴルフ練習場、ゴルフ場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング取次店、職業訓練所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、場外車券売場、地域コミュニティセンター、地区公民館、放課後児童クラブ、駐輪場、はり灸院、車検場、水族館、動物園、植物園、トラクターミナル、調剤薬局、DVD又はCDレンタルショップ（販売行為がないものに限る。）、買取専門店（販売行為がないものに限る。）												
(新設)													
第2章 第2 消防用設備等の設置単位 1 消防用設備等の設置単位 <u>消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。</u> <u>(1) 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいうものであること。</u> <u>なお、「相互に接続」とは、構造的に接続されているものであり、その判断については、</u>	第2章 第2 消防用設備等の設置単位 1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位 <u>建築物である防火対象物に係る消防用設備等の設置単位については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。</u> <u>(1) 棟とは、原則として、独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となった建築物をいう。</u> <u>(2) 棟の取扱いについては、次の2及び3によること。</u>												

次の図例を参考とすること。

(図 略)

(2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものとする。

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね 20 m²以下であること。ただし、当該部分の直近が、外気に有効に開放されている場合にあっては、この限りでない。

イ 前アの開口部には、特定防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

ウ 前イの防火戸が防火シャッター等で避難上支障がある場合は、直近に特定防火設備である防火戸（直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。

(3) 令第8条に定める区画の取扱いについては、次の2から4までによること。

2 開口部のない耐火構造の壁等の取扱い（令第8条第1号）

令第8条第1号に定める開口部のない耐火構造の床又は壁による区画（以下この第2において「令8-1号区画」という。）については、規則第5条の2の規定によるほか、次によること。

(1) 構造

ア 規則第5条の2第1号に規定する「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」とは、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。

イ 規則第5条の2第3号の取扱いについては、次によること。

(ア) 規則第5条の2第3号に規定する「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象

2 建築物と建築物が渡り廊下、地下連絡路又は洞道により接続されている場合

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下この第2において同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下この第2において同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下この第2において同じ。）により接続されている場合は、原則として、一棟であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからエまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

したがって、第2-1図の場合の別棟の取扱いは認められないこと。

(図 略)

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（第2-2図、第2-3図参照）

(図 略)

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。（第2-4図、第2-5図参照）

(図 略)

なお、この場合の建築物相互間の距離（L）は、次によること。（第2-6図～第2-11図参照）

(ア) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互の距離によること。

(イ) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。

(ウ) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。

(図 略)

エ 前ウに適合しないものであっても、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、前ウと同等の取扱いができるものであること。

物の外壁又は屋根から 50 c m 以上突き出していること」については、床の両端が外壁から 50 c m 以上突き出していること、壁の両端が外壁から 50 c m 以上突き出していること及び壁の上端が屋根から 50 c m 以上突き出していること。(第 2-1、2 図参照)

(図 略)

(イ) 規則第 5 条の 2 第 3 号ただし書に規定する「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅 3.6m 以上の部分」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ 1.8m 以上の部分を耐火構造とすること。◇ (第 2-3 図参照)

なお、この場合における耐火性能は、建基令第 107 条第 1 号表中、外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものとする。

(図 略)

(ウ) 規則第 5 条の 2 第 3 号イに規定する「開口部」には、面積の小さい通気口、換気口等も含まれるものであり、同号ただし書に規定する「幅 3.6m 以上の部分」に当該開口部を設ける場合は、防火ダンパーを設け、かつ、開口部相互間の距離を耐火構造の壁等を隔てて 90 c m 以上離すこと。(第 2-4 図参照)

(図 略)

(エ) 次のいずれかに適合する場合は、規則第 5 条の 2 第 3 号の規定に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

a 上階がセットバックしている場合で、上階と下階の開口部相互の最短距離が 3.6m 以上離れている場合 (第 2-5 図参照)

(図 略)

b 壁で区画されている場合で、開口部を設ける外壁が 0.5m 以上セットバックしており、各区画の開口部相互の最短距離が 0.9m 以上離れている場合 (第 2-6 図参照)

(図 略)

(2) 令 8-1 号区画を貫通する配管等

令 8-1 号区画を貫通する配管及び当該配管が貫通する部分 (以下この第 2 において「配管等」という。) の取扱いについては、規則第 5 条の 2 第 4 号の規定によるほか、

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根 (渡り廊下の接続部分からそれぞれ 3m 以内の距離にある部分に限る。(イ)において同じ。) については、次の a 又は b によること。

a 建築物の外壁は防火構造、屋根は準耐火構造で造られていること。

b 前 a 以外のものについては、防火構造の塀その他これらに類するもの、又は令第 12 条第 2 項の規定の例により設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。(第 2-12 図、第 2-13 図参照)

(図 略)

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、当該部分に設けられた開口部が次の a 及び b に適合する場合は、この限りでない。

a 開口部に防火設備が設けられていること。

b 開口部の面積の合計は 4 m² 以内であること。この場合において、開口部の面積算定は次によること。

(a) 開口部の面積算定は、渡り廊下で接続されたそれぞれの建築物ごとに算定すること。(第 2-14 図参照)

(図 略)

(b) 開口部の面積算定は、接続される階ごとに算定すること。(第 2-15 図、第 2-16 図参照)

(図 略)

(c) 渡り廊下が接続されている面だけではなく、渡り廊下の接続部分から 3m 以内の側面等の部分も含まれるものであること。

(第 2-17 図、第 2-18 図参照)

(図 略)

(ウ) 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

a 吹き抜け等の開放式であること。

なお、開放式の渡り廊下とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

(a) 建築物相互間の距離が 1m 以上で、かつ、廊下の両側面の上部が天井高の 2 分の 1 以上又は 1m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの (第

次によること。

ア 配管の用途

配管の用途は、原則として給排水管（給排水管に付属する通気管を含む。）であり、電気配線及びガス配管の貫通は認められない。

イ 令 8－1 号区画を貫通することができる配管

令 8－1 号区画を貫通することができる配管は、別記「令 8－1 号区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」に適合するもの又は消防防災用設備機器性能評定委員会において性能評定されたものであること。

ウ 配管の貫通部

規則第 5 条の 2 第 4 号ロからニまでの規定による配管を貫通させるために設ける開口部等の取扱いについては、第 2－7 図から第 2－9 図までの例によること。

なお、貫通部の内部の断面積が、貫通する開口部の直径が 300mm の円の面積以下である場合、規則第 5 条の 2 第 4 号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。（第 2－10 図参照）

（図 略）

3 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等の取扱い（令第 8 条第 2 号）

令第 8 条第 2 号に規定する「防火上有効な措置として総務省令で定める措置」については、規則第 5 条の 3 第 2 項 2 号及び「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和 6 年消防庁告示第 7 号。以下この第 2 において「7 号告示」という。）の規定によるほか、次によること。

(1) 渡り廊下を構成する壁等の基準（7 号告示第 3）

7 号告示第 2 第 1 号に定める渡り廊下を構成する壁等による防火上有効な措置については、7 号告示第 3 の規定によるほか、次によること。

ア 7 号告示第 3 第 1 号に規定する「渡り廊下の有効幅員」については、第 2－11 図の例によること。

（図 略）

2－19 図参照）

(b) 建築物相互間の距離が 1m 以上で、かつ、廊下の片側面の上部が天井高の 2 分の 1 以上又は 1m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から 50 c m 以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの

（図 略）

b 前 a 以外のものについては、次の (a) から (c) までに適合するものであること。

(a) 建基令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積はいずれも 4 m² 以下であり、当該開口部は防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

(c) 次の (i) 又は (ii) に適合する排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際、容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあっては、この限りでない。

(i) 自然排煙用開口部（第 2－20 図、第 2－21 図参照）

開口面積の合計が 1 m² 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の 3 分の 1 以上の幅で長さ 1m 以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に天井面から 1.5m 以内の位置に渡り廊下の 3 分の 1 以上の長さで高さ 1m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

（図 略）

(ii) 機械排煙設備

渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部に排出することができるも

イ 7号告示第3第2号に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、第2-12図の例によること。

(図 略)

なお、この場合の建築物相互間の距離(L)は、次によること。(第2-13図から第2-18図参照)

(7) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互の距離によること。

(4) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。

(ウ) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。

(図 略)

ウ 7号告示第3第2号ただし書の規定については、次によること。

(7) 7号告示第3第2号(1)に規定する、「3m以内の距離にある部分」については、第2-19図の例によること。

なお、渡り廊下が接続されている面だけではなく、渡り廊下の接続部分から3m以内の側面等の部分も含むものとする。(第2-20図参照)

(図 略)

(4) 7号告示第3第2号(1)ロに規定する「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に保護されていること」とは、令第12条第2項の規定の例により設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に保護されているものであること。(第2-21図参照)

なお、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を含まず、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を設けることはできないものであること。◇

(図 略)

(ウ) 7号告示第3第2号(2)に規定する開口部の取扱いについては、次によること。

a 開口部の面積算定は、渡り廊下で接続されたそれぞれの建築物ごとに算定する

のであり、電気で作動させるものにあつては、非常電源が附置されていること。

オ その他の取扱い

前(1).エ.(7)の部分に外壁がないものにあつては、当該部分に外壁を設けなければならないものとする。ただし、前(1).エ.(ウ).aに適合する渡り廊下が、開放廊下又はピロティ(通行以外の用途に供しないものに限る。)等に接続するもので、次の措置が講じられた場合は、この限りでない。(第2-22図参照)

(7) 接続部から3m以内の距離にある外壁及び屋根は前(1).エ.(7).a又はbに適合すること。

(4) 前(7)の外壁及び屋根に開口部を設ける場合は、次に適合すること。

a 防火設備が設けられていること。

b 接続階にある出入口(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。)の面積の合計は、4㎡以下であること。

c 前b以外の開口部の面積の合計は、4㎡以下であること。

(図 略)

(2) 建築物と建築物が地下連絡路(天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)を除く。以下この第2において同じ。)で接続されている場合で、次のアからクまでに適合している場合

ア 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分の部分をいう。)の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態であること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ(地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。)は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレ

ものであること。(第2-22図参照)

(図 略)

b 開口部の面積算定は、接続される階ごとに算定するものであること。(第2-23図参照)

(図 略)

(エ) 7号告示第3第2号(3)に規定する「直接外気に開放されているもの」とは、次のいずれかに適合するものであること。

a 建築物相互間の距離が1m以上で、かつ、廊下の両側面の上部が天井高の2分の1以上又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの(第2-24図参照)

b 建築物相互間の距離が1m以上で、かつ、廊下の片側面の上部が天井高の2分の1以上又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの

(図 略)

(オ) 前(エ)に適合する直接外気に開放されている渡り廊下以外の渡り廊下については、7号告示第3第2号(3)イからハまでの規定によるほか、次によること。

a 7号告示第3第2号(3)ロに規定する「渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積」は、いずれも4㎡以下であること。

b 7号告示第3第2号(3)ハ(ロ)の規定により設ける排煙上有効な開口部については、第2-25図の例によること。この場合において、渡り廊下の長さは、廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。(第2-26図参照)

(図 略)

(カ) 前(ア)の部分に外壁がないものにあつては、当該部分に外壁を設けなければならないものとする。ただし、7号告示第3第2号(3)に規定する渡り廊下(直接外気に開放されているものに限る。)が、開放廊下又はピロティ(通行以外の用途に供しないものに限る。)等に接続するもので、次の措置が講じられた場合は、この限りでない。(第2-27図参照)

ンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、この限りでない。

* 第2-23図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。

(図 略)

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備である防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)が設けられていること。

ク 地下連絡路には、前(1).エ.(ウ).b.(c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次のアからオまでに適合している場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部(接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。

イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ 前アの点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火設備(開口部の面積が2㎡以上のものにあつては、自動閉鎖装置付きのものに限る。)が設けられていること。

オ 前アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

3 その他の取扱い

a 接続部から3m以内の距離にある外壁及び屋根は、7号告示第3第2号(1)イ又はロのいずれかに適合するものであること。

b 前aの部分に開口部を設ける場合は、次によること。

(a) 防火設備が設けられていること。

(b) 接続階にある出入口（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。）の面積の合計は、4㎡以下であること。

(c) 前(b)以外の開口部の面積の合計は、4㎡以下であること。

(図 略)

エ 渡り廊下は、7号告示第3第3号の規定により、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持することとされていることから、第2-28図の場合は、別棟の取扱いは認められないこと。

(図 略)

(2) 地下連絡路を構成する壁等の基準 (7号告示第4)

7号告示第2第2号に定める地下連絡路を構成する壁等による防火上有効な措置については、7号告示第4の規定によるほか、次によること。

ア 7号告示第2第2号に規定する「地下連絡路」は、第2-29図から第2-31図までを参考とすること。

(図 略)

イ 7号告示第4第2号に規定する「地下連絡路の長さ」とは、地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。(第2-32図参照)

(図 略)

ウ 7号告示第4第5号の規定により排煙設備を設ける場合で、前ア第2-29(地下1階と1階を接続する場合)の例のうち、地下連絡路の天井が地上に露出する部分が過半であり、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合は、当該地下連絡路の排煙設備は、7号告示第3第2号(3)ハ(ロ)の規定によることができるものであること。

(3) 洞道を構成する壁等の基準 (7号告示第5)

前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根若しくは庇が交差している場合

(2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね20㎡以下であること。ただし、当該部分の直近が、外気に有効に開放されている場合にあっては、この限りでない。

イ 前アの開口部には、特定防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

ウ 前イの防火戸が防火シャッター等で避難上支障がある場合は、直近に特定防火設備である防火戸（直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。

4 消防用設備等の取扱い

(1) 別棟とみなされた場合、棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の用途の判定（以下この第2において「用途判定」という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。

ア 用途判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。

イ 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。

(2) 別棟とみなされた場合、渡り廊下部分の消防用設備等の設置については、延べ面積が大なる棟に設置される消防用設備等を設置すること。

(3) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水の設置については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として、一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 渡り廊下等は、全て不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。

7 号告示第 2 第 3 号に定める洞道を構成する壁等による防火上有効な措置については、7 号告示第 5 の規定によること。

4 その他

- (1) 規則第 5 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「渡り廊下等の壁等」及び同項第 2 号に規定する「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」(以下この第 2 において「渡り廊下等の壁等」という。)により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。
- (2) 別棟とみなされた場合、棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の用途については、各棟の用途に応じて行うこと。
- (3) 防火対象物の各部分で、他の部分と廊下又は階段を共有するものは、令 8-1 号区画とみなされないものであること。(第 2-33、34 図参照)

(図 略)

別 記

令 8-1 号区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

1 鋼管等を使用する範囲

令 8-1 号区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側 1m 以上の範囲は、鋼管又は鋳鉄管(以下「鋼管等」という。)とすること。ただし、次に適合する場合は、貫通部から 1m 以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないものとする。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合は、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の 1 階の外壁間の中心線から 1 階にあつては 3m 以内、2 階以上の階にあつては 5m 以内の範囲に存しないこと。

令 8-1 号区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものであること。

- (1) JIS G3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) JIS G3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) JIS G3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- (4) JIS G3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (5) JIS G3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) JIS G5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) JWWA K116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) JWWA K132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) JWWA K140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) WSP011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) WSP032 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管)
- (12) WSP039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) WSP042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) WSP054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)
- ※ 「JWWA」とは、「日本水道協会規格」をいう。
「WSP」とは、「日本水道鋼管協会規格」をいう。

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書 (JASS) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア JIS A9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を

充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm以上の鋼板を床又は壁と 50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管の表面から 150mmの範囲に可燃物が存する場所には、(1)又は(2)の措置を講じること。

(1) 可燃物への接触防止措置

次のアに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(7) 床を貫通する場合（第 1 図から第 3 図まで参照）

(4) 壁を貫通する場合（第 4、5 図参照）

（図 略）

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管の表面から 150mmの範囲内に存する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 配管の保温

配管を保温する場合にあつては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として前 4. (1). アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあつては、JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、前 3 及び 4 の規定について、特に留意すること。

6 配管の接続

配管を前1の範囲において接続する場合は、次によること。

- (1) 配管は、令8-1号区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (2) 配管の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、次のイに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができるものであること。

ア メカニカル接続

- (7) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (4) 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (9) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- (エ) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

- (7) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- (4) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

なお、ここで用いるゴムリングは、EPSD（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- (9) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- (エ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- (オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- (7) 袋ナットを挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (4) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (9) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(エ) <u>袋ナットを受け口にねじ込むこと。</u> エ <u>ねじ込み式接続</u> (ア) <u>挿入管の差し口端外面に管用テーパおねじを切ること。</u> (イ) <u>接合剤をネジ部に塗布すること。</u> (ウ) <u>継手を挿入管にねじ込むこと。</u> オ <u>フランジ接続</u> (ア) <u>配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。</u> (イ) <u>仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。</u> (ウ) <u>上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。</u> (3) <u>耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。</u> 7 <u>支持</u> <u>鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。</u>	
第2章 第3 無窓階の取扱い 1・2 (略) 3 開口部の構造 次に掲げる開口部は、規則第5条の5第2項第3号に規定する内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの（以下この第3において「3号開口部」という。）として取り扱うことができるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 手動式軽量シャッター _____ ア～ウ (略) (4) (略) 4～6 (略)	第2章 第3 無窓階の取扱い 1・2 (略) 3 開口部の構造 次に掲げる開口部は、規則第5条の5第2項第3号に規定する内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの（以下この第3において「3号開口部」という。）として取り扱うことができるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 手動式軽量シャッター <u>(板厚が1.0mm以下のものをいう。)</u> ア～ウ (略) (4) (略) 4～6 (略)

第2章 第8 各種届出要領

1～4 (略)

5 届出書及び概要表の記載要領

(1) 防火対象物使用開始届出書

(その2)

用 途	25		構 造	26		建築面積	27	
	種別	床 面 積 ㎡		用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要			
					消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消 火 活 動 上 必 要 な 施 設
防 火 対 象 物 棟 別 概 要 （ 第 24 棟 ）	階別							
	28	29	30				31	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計	32						

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延べ面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、各棟の合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 付近見取図、防火対象物の配置図、各階平面図、断面図、矩計詳細図、床面積求積表、建具表、仕上表及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

この届出書は、使用開始の日の7日前までに2通提出してください。

(2)～(4) (略)

第2章 第8 各種届出要領

1～4 (略)

5 届出書及び概要表の記載要領

(1) 防火対象物使用開始届出書

(その2)

用 途	25		構 造	26		建築面積	27	
	種別	床 面 積 ㎡		用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要			
					消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消 火 活 動 上 必要な施設
防 火 対 象 物 棟 別 概 要 （ 第 24 棟 ）	階別							
	28	29	30			31		
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
計	32							

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延べ面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、各棟の合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 付近見取図、防火対象物の配置図、各階平面図、断面図、矩計詳細図、床面積求積表、建具表、仕上表及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

この届出書は、使用開始の日の7日前までに2通提出してください。

(2)～(4) (略)

第3章 第1 消火器具

1・2 (略)

3 付加設置

(1)・(2) (略)

(3) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる場所とする。

なお、条例第37条第1項第3号の規定についても、これを準用する。

ア～キ (略)

ク 簡易サウナ設備又は一般サウナ設備のある場所

ケ 前アからクまでに掲げる場所のほか、これらに類する場所

(4) 能力単位の算定方法については、規則第6条から第8条まで並びに条例第37条第2項の規定によること。

なお、条例第37条第1項第1号、第5号及び第6号に掲げる場所に設ける消火器の必要能力単位数は1以上とすること。

(5)・(6) (略)

4・5 (略)

第3章 第3 スプリンクラー設備

I 共通事項（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）

1～3 (略)

4 ヘッドの設置を要しない部分

(1) 規則第13条第3項の規定によりヘッドの設置を省略できる部分

規則第13条第3項の規定により、ヘッドの設置を要しない部分の取扱いについては、次によること。

ア (略)

イ 開放型の廊下、通路、庇等（以下この第3において「開放廊下等」という。）のう

第3章 第1 消火器具

1・2 (略)

3 付加設置

(1)・(2) (略)

(3) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる場所とする。

なお、条例第37条第1項第3号の規定についても、これを準用する。

ア～キ (略)

(新設)

ク 前アからキまでに掲げる場所のほか、これらに類する場所

(4) 能力単位の算定方法については、規則第6条から第8条まで並びに条例第37条第2項の規定によること。

なお、条例第37条第1項第1号及び第4号から第6号までに掲げる場所に設ける消火器の必要能力単位数は1以上とすること。

(5)・(6) (略)

4・5 (略)

第3章 第3 スプリンクラー設備

I 共通事項（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）

1～3 (略)

4 ヘッドの設置を要しない部分

(1) 規則第13条第3項の規定によりヘッドの設置を省略できる部分

規則第13条第3項の規定により、ヘッドの設置を要しない部分の取扱いについては、次によること。

ア (略)

イ 開放型の廊下、通路、庇等（以下この第3において「開放廊下等」という。）のう

ち、直接外気に面するそれぞれの部分から 5m未満で、かつ、次の(ア)から(エ)までの要件に適合する場合は、規則第 13 条第 3 項第 6 号に規定する「その他外部の気流が流通する場所」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。(第 3-1 図参照) (ア)・(イ) (略) (ウ) 開放廊下等の天井面から垂れ壁等の下端までは、<u>おおむね 30 c m</u>以下であること。 (エ) (略) (2) (略) 5 ～ 1 4 (略) II ～ V (略) 第 3 章 第 1 1 自動火災報知設備 1 (略) 2 感知器 (1)～(4) (略) (5) 感知区域 ア・イ (略) ウ 間仕切り壁等を設ける場合 (ア) 感知区域を構成する間仕切り壁等の上部に空気の流通する有効な開口部を設けた場合の感知区域の取扱いは、次によること。 a 差動式スポット型、定温式スポット型及び補償式スポット型並びに熱アナログ式スポット型の感知器の感知区域を構成する間仕切り壁等の上方の部分（取付け面から下方 40 c m未満の部分に限る。）に、<u>次のいずれかの要件に適合する開口部を設けた場合は、当該隣接する感知区域を同一の感知区域とすることができる。</u> <u>(a) 間仕切り壁等の全面に高さ 30 c m以上の開口部を設けた場合</u>	ち、直接外気に面するそれぞれの部分から 5m未満で、かつ、次の(ア)から(エ)までの要件に適合する場合は、規則第 13 条第 3 項第 6 号に規定する「その他外部の気流が流通する場所」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。(第 3-1 図参照) (ア)・(イ) (略) (ウ) 開放廊下等の天井面から垂れ壁等の下端までは、<u> 30 c m</u>以下であること。 (エ) (略) (2) (略) 5 ～ 1 4 (略) II ～ V (略) 第 3 章 第 1 1 自動火災報知設備 1 (略) 2 感知器 (1)～(4) (略) (5) 感知区域 ア・イ (略) ウ 間仕切り壁等を設ける場合 (ア) 感知区域を構成する間仕切り壁等の上部に空気の流通する有効な開口部を設けた場合の感知区域の取扱いは、次によること。 a 差動式スポット型、定温式スポット型及び補償式スポット型並びに熱アナログ式スポット型の感知器の感知区域を構成する間仕切り壁等の上方の部分（取付け面から下方 40 c m未満の部分に限る。）に<u>幅及び高さがそれぞれ間仕切り壁等の幅の 1/2 以上及び 30 c m以上の開口部を設け、当該開口部から 30 c m以内に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を同一の感知区域とすることができる</u> <u>(第 11-30 図参照)。この場合において、感知区域を構成する間仕切り壁等が 2</u>
---	--

(b) <u>幅及び高さがそれぞれ間仕切り壁等の幅の 1/2 以上（感知区域を構成する間仕切り壁等が 2 面以上ある場合は、長辺の一边に対する割合とする。）及び 30 c m以上の開口部を設け、当該開口部から 30 c m以内に感知器を設けた場合（第 11－30、31 図参照）</u> エ （略） (6)～(14) （略） 3～12 （略） 第3章 第17 誘導灯 1～3 （略） 4 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分は、規則第 28 条の 2 の規定によるほか、次によること。 (1) <u>基本事項</u> ア <u>規則第 28 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定による階段又は傾斜路以外の部分における誘導灯及び誘導標識の設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。（第 17－3、4 図参照）</u> （図 略） イ <u>規則第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号の規定による避難階にある居室における誘導灯及び誘導標識の設置免除の単位は「居室」であり、当該要件への適合性も居室ごとに判断するものであること。</u> (2) （略） (3) 通路誘導灯 ア～ウ （略） エ 小規模な路面店等 令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の	<u>面以上ある場合は、長辺の一边に対する割合とする。（第 11－31 図参照）</u> エ （略） (6)～(14) （略） 3～12 （略） 第3章 第17 誘導灯 1～3 （略） 4 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分は、規則第 28 条の 2 の規定によるほか、次によること。 （新設） (1) （略） (2) 通路誘導灯 ア～ウ （略） エ 小規模な路面店等 令別表第 1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の
--	---

(ア)及び(イ)に該当するものは、通路誘導灯の設置を要しない。 (ア) (略) (イ) 室内の各部分から、主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは前(2). ウ. (ウ)から(オ)までによる高輝度蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であること。 (4) (略) 5 設置要領等 (1) (略) (2) 通路誘導灯 ア (略) イ 設置要領 通路誘導灯の設置要領は、関連規定によるほか、次によること。 (ア)～(エ) (略) (オ) (2) 項二等に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）にあつては、床面又は床面からの高さがおおむね 1m 以下の避難上有効な箇所に設けること。（第 17－24 図参照） ただし、次の a 又は b のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 a 通路誘導灯を補完するために、次の(a)から(d)までに適合する高輝度蓄光式誘導標識が設けられている場合（第 17－25 図参照） (a)・(b) (略) (c) 高輝度蓄光式誘導標識は、前 4. (2). ウ. (ウ)により性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けられていること。 (d) (略) b (略) (3)～(7) (略) 6・7 (略) 8 特例基準 誘導灯又は誘導標識の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該	(ア)及び(イ)に該当するものは、通路誘導灯の設置を要しない。 (ア) (略) (イ) 室内の各部分から、主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは前(1). ウ. (ウ)から(オ)までによる高輝度蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であること。 (3) (略) 5 設置要領等 (1) (略) (2) 通路誘導灯 ア (略) イ 設置要領 通路誘導灯の設置要領は、関連規定によるほか、次によること。 (ア)～(エ) (略) (オ) (2) 項二等に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）にあつては、床面又は床面からの高さがおおむね 1m 以下の避難上有効な箇所に設けること。（第 17－24 図参照） ただし、次の a 又は b のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 a 通路誘導灯を補完するために、次の(a)から(d)までに適合する高輝度蓄光式誘導標識が設けられている場合（第 17－25 図参照） (a)・(b) (略) (c) 高輝度蓄光式誘導標識は、前 4. (1). ウ. (ウ)により性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けられていること。 (d) (略) b (略) (3)～(7) (略) 6・7 (略) 8 特例基準 誘導灯又は誘導標識の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該
---	---

当するものについては、令第 32 条の規定を適用し、誘導灯又は誘導標識を設置しないことができる。

(1) 避難口誘導灯

次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設ける避難口誘導灯の設置を省略して差し支えないものとする。

ア～キ (略)

ク 次の要件に適合する居室の主要な避難口（地階及び無窓階に存する避難口を除く。）

（第 17－46 図参照）

(イ) 居室の各部分から当該居室の主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

(イ) 居室の床面積が 100 m²（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400 m²）以下であること。

(ウ) 避難口は、次のいずれかに該当するものであること。

a 日常人の出入りに利用されず、かつ、避難経路とならない出入口

b 少数の関係者のみが利用する出入口

(図 略)

(2)～(7) (略)

9 (略)

第 3 章 第 2 4 非常電源

1～3 (略)

4 自家発電設備

自家発電設備は、規則第 12 条第 1 項第 4 号ロ及び「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）の規定によるほか、次によること。

(1)～(5) (略)

(6) 容量計算

当するものについては、令第 32 条の規定を適用し、誘導灯又は誘導標識を設置しないことができる。

(1) 避難口誘導灯

次のいずれかに該当する場合は、当該部分に設ける避難口誘導灯の設置を省略して差し支えないものとする。

ア～キ (略)

(新設)

(2)～(7) (略)

9 (略)

第 3 章 第 2 4 非常電源

1～3 (略)

4 自家発電設備

自家発電設備は、規則第 12 条第 1 項第 4 号ロ及び「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）の規定によるほか、次によること。

(1)～(5) (略)

(6) 容量計算

自家発電設備に必要とされる出力の算定にあつては、「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について」(<u>令和 8 年 4 月 16 日付け消防予第 159 号</u>)によること。 5 ～ 7 (略)	自家発電設備に必要とされる出力の算定にあつては、「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について」(<u>昭和 63 年消防予第 100 号</u>)によること。 5 ～ 7 (略)
--	--